

9 すべてに共通する人権問題（インターネットを悪用した人権侵害）

国の動きなど

インターネットについては、誰でも膨大な量の情報を簡単に利用でき、手軽に情報を受信・発信できる一方で、他人への誹謗中傷や個人情報の無断投稿、同和地区にかかる人名・地名を書き込むなど差別を助長・誘発する人権侵害が多く発生しています。

こうした人権侵害が起こる理由には、次のようなインターネットの特徴的な問題点があります。

- 【匿名性】 仮名のアカウントから発信が可能であり発信者を特定しにくいことから、「見つからないから何を言ってもよい」という心理が働きます。
- 【再現性】 インターネット上の書き込みやコンテンツは、元のサイトが削除されても、データさえ残っていれば、同じ内容のサイトは、極めて簡便かつ安価に復活できます。
- 【永続性】 投稿はネット上に長く残り、その間にリンクが張られるなどして広がります。
- 【巡回性】 投稿が削除されても、別のところで再投稿されたり、ウェブサイトが削除されても、規制の緩い国や運営会社の下で、同じ内容のサイトが再び開設されてしまいます。
- 【一国の法律で対応が難しいこと】 インターネット上では、国境を越えて情報が拡散するため、国を超えた司法協力が必要となります。

国では、「プロバイダ責任制限法」、「個人情報保護法」などの法整備による有害情報の防止のための取組が行われています。インターネット上で人権侵害を受けた場合には「プロバイダ責任制限法」に基づき、発信者情報の開示を請求できますが、実際の開示には裁判手続などの多大な労力が必要であり、SNS^{※29} 上での誹謗中傷等により自死に追い込まれる事件などが発生している状況を踏まえ、国は請求手続の簡略化などを検討しています。

市のこれまでの取組と課題

本市においては、平成 15(2003)年に職員間におけるインターネットによる差別書き込み事件が発生しました。この事件は、人権啓発の推進者であるべき市職員が特定の個人を攻撃するためにインターネットの特性を悪用し事実無根のあらゆる誹謗中傷を繰り返した人権侵害であり、同和地区に対する差別感情や偏見を利用した点で非常に悪質な部落差別事象です。当該事案を教訓にして、平成 22(2010)年度からインターネット上の悪質な差別書き込みを監視する「インターネット差別書き込みモニタリング事業」を開始し、サイト管理者^{※30} への削除依頼を行うとともに、同事業を活用した職員向けの人権研修を実施しています。

※29 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。個人間の情報交流は、内容が第 3 者にチェックされず、誤った情報が流布されやすい。

※30 サイト管理者：サイトは本来「場所」の意味で、インターネット上で情報やデータのある場所を管理している者。

「インターネット差別書き込みモニタリング事業」における削除実績

平成 29(2017)～令和 2(2020)年度 種類別 削除依頼状況

(公社)尼崎人権啓発協会提供 (単位：件)

種類	平成 29(2017)年度		平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和 2(2020)年度	
	削除依頼	削除	削除依頼	削除	削除依頼	削除	削除依頼	削除
部落地名	117	96	114	101	125	73	216	205
部落地名 (You tube)					9	9	4	0
ヘイト関係					2	2	26	26
L G B T					1	1	0	0
小計	117	96	114	101	137	85	246	231

神戸地方法務局尼崎支局への情報提供と削除依頼

平成 30(2018)年 9月 25日 尼崎市モニタリング事業の情報提供と、鳥取ループ「部落探訪」に市内の部落が掲載されたため削除依頼

令和元(2019)年 9月 26日 尼崎市モニタリング事業の情報提供と、「同和地区研究所」名で市内の部落が掲載されたため削除依頼。また、鳥取ループ「同和地区 wiki」「部落探訪」等の削除依頼

令和 2(2020)年 6月 25日 尼崎市モニタリング事業の情報提供と、「同和地区研究所」名で市内の部落が掲載されたため削除依頼。また、鳥取ループ「同和地区 wiki」「部落探訪」等の削除依頼

今後の方向性

- ・情報化社会においては、インターネットやSNSの問題点として、誤った情報や偏った情報が存在すること、誰もが容易に加害者にも被害者にもなり得ることなどを理解することが必要です。そのため、情報の収集や発信における個人の責任やプライバシーに関する正しい理解とメディアリテラシー^{※31}を身に付けられるよう、教育・啓発を推進します。
- ・子どもについては、インターネットやSNSを通じて行われるいじめ等も問題となっています。学校教育においては、情報を正しく安全に利用できるための情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。
- ・インターネット差別書き込みモニタリング事業を継続し、悪質な人権侵害事案に対しては、表現の自由に配慮しつつ法務局等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請などの対応を引き続き行うとともに、プロバイダ等の協力が得られるよう、より実効性のある対策を国に求めています。

^{※31} メディアリテラシー：マスメディアやSNSが報じる情報は、社会的に「現実」「真実」と受け止められる傾向にあるが、実際には完全な客観報道はあり得ず、そこには何らかの意図や価値観が込められており、こうしたマスメディアやSNSが伝える情報を主体的に判断して活用する能力のこと。



「インターネットと人権」

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員：阿久澤麻理子

ネット上の有害コンテンツの特徴

総務省の『令和2年版情報通信白書』によると、2019年のインターネット利用率（個人）は89.8%、13歳以上の10代から50代では、ほぼ100%となっています。オンラインでの誹謗（ひぼう）中傷、プライバシー侵害、デマや差別を扇動・助長・誘発する情報の拡散などは、誰にとっても身近で深刻な課題です。

UNESCOのイニシアティブによって実施されたオンライン・ヘイトスピーチの研究（Gagliardone et.al 2015）は、ネット上のヘイトスピーチや有害コンテンツに「匿名性」「再現性」「永続性」「巡回性」「一国の法律で対応が難しいこと」があると指摘しています。実際、ネット上のヘイトスピーチの多くは、仮名のアカウントから発信され、匿名性が過激な投稿をする際の心理的ハードルを下げています。また、有害な内容の投稿が削除されても、データさえ手元があれば再現は簡単なので、規則の緩い国やサイト運営会社の下ですぐに再開され、これが何度も繰り返されます。さらにミラー（コピー）サイトやリツイートで拡散したデータまで追いかけるのは容易ではなくそれゆえ、有害コンテンツはネット空間を巡回し続け、人びとの心理に長期にわたって影響を与えることとなるのです。急速に進む技術と、それを利用して行われる人権侵害に対して、法の整備は追いついていないのが現状です。私たち一人一人の責任ある発信が重要なことはもちろんですが、法・制度による対応についても、検討を進めて行かねばなりません。

ソーシャルメディアで発信する個人は「ジャーナリスト」

ところで、国連は2005年から「人権教育のための世界プログラム」を開始し、5年ごとに重点領域を定め、人権教育・研修を推進してきましたが、その第3フェーズ(2015~19)が焦点を当てたのは、「メディア専門職とジャーナリストへの研修」でした。これは、民主主義社会の維持と発展のために、メディア専門職とジャーナリストの果たす役割が極めて大きいと考えられているからです。

ただし、大変に興味深いのは、この第3フェーズの行動計画では、ジャーナリストの中に、フルタイムの職業家ばかりでなく、ソーシャルメディアなどを通じて情報を発信する者が含まれているという点です。インターネットによって、誰もが不特定多数に対して情報を発信することが可能になったのですから、メディア・ジャーナリストの責任とは、専門職だけの話ではなく、「個人」にも及ぶ、ということなのです。

フィルターバブルの脅威

ところで、興味本位で有害コンテンツを何度も閲覧していると、「フィルター・バブル」に取り込まれてしまうかもしれません。アルゴリズムは、私たちのオンライン上の行動（閲覧や検索）を分析し、興味関心を洗い出し、最適化されたコンテンツにつなごうとします。便利である一方、気づくと似通った情報にばかりに囲まれ、似通った関心を持つ人とだけ、ソーシャルメディアでつながっている…ということになりかねません。似たような情報や視点に囲まれてしまった状態を、「フィルターバブル」と言います。このような狭い関係の中だけで、相互のやり取りを繰り返していけば、考え方はどんどんと単純化・先鋭化してしまうでしょう。人権教育を通じて、異なる考えを持つ人の声にも耳を傾け、話し合いを重ね、合意を形成していく力をつけていくことが、インターネットの普及の下で、なお一層重要です。

Gagliardone 他 (2015) Countering Online Hate Speech. UNESCO Series on Internet Freedom. UNESCO.

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- ・ 本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を座長とする「尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議」において、市の施策が人権文化いきづくまちづくりに向かって実施されるよう、連携・調整を図ります。
- ・ 計画に基づく人権施策の実施に際しては、「公益社団法人尼崎人権啓発協会」をはじめ、「神戸地方法務局尼崎支局」「尼崎市人権・同和教育研究協議会」、地域の各種団体からなる「地区人権啓発推進委員会」などの関係機関・団体と連携や協力を図りながら推進していきます。
- ・ また、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員等が、人権尊重の意識を持って人権施策の推進を行っていくため、人権問題について学び、日常の仕事を通じてその学びを実践できるよう職員研修の充実を図ります。

2 進捗状況の点検

- ・ 本計画の進捗状況については、第1章の人権施策の展開方向に沿ってどのような取組が行われ、どのような効果があったのか、またどのような課題があるのかを毎年度調査し、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会において点検するとともに、結果を公表します。

3 実態把握と市民意識調査

- ・ 本計画に基づく諸施策を適切に推進していくためには、それぞれの人権問題について、その実態を把握することが重要です。それぞれの実態把握にあたっては、各種関係団体と協議しながら進めていきます。
- ・ また、アンケート調査等により、市民意識や人権を取り巻く状況把握に努めます。市民意識調査については5年毎に実施します。

資料編

1 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員名簿

(令和3年6月1日現在。会長、副会長以外は50音順)

	氏名	役職名・職業等
会長	中川喜代子	奈良教育大学名誉教授
副会長	石元清英	関西大学名誉教授
委員	阿久澤麻理子	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
〃	伊藤嘉余子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
〃	蛭子秀一	市議会議員
〃	太田垣亘世	尼崎市国際交流協会会長
〃	上玉利敏昭	尼崎市人権擁護委員協議会会長
〃	高尾絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事長
〃	武本夕香子	弁護士（兵庫県弁護士会）
〃	友永健三	公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長
〃	朴一	大阪市立大学大学院経済学研究科教授
〃	林久博	市議会議員

2 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会開催経緯等

	開催日	議題
第1回	令和2年 6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選出について ・ 計画策定に係るスケジュールについて ・ 部会設置について ・ 「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」における取組について（報告） ・ 計画の構成について ・ 人権施策の展開方向について
第1回 第1部会	令和2年 7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の人権問題について（子ども、女性、性的マイノリティ（少数者）、部落差別（同和問題）、インターネットを悪用した人権侵害）
第1回 第2部会	令和2年 8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の人権問題について（高齢者、障害のある人、外国籍住民）
第2回	令和2年 8月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 序章及び第1章について
第2回 第2部会	令和2年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の人権問題について（高齢者、障害のある人、外国籍住民）
第2回 第1部会	令和2年 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の人権問題について（子ども、女性、性的マイノリティ（少数者）、部落差別（同和問題）、インターネットを悪用した人権侵害）
第3回	令和2年 10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2章について（各部会案報告・さまざまな人権問題） ・ 序章、第1章及び第3章について
第4回	令和2年 11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の構成について ・ 計画詳細版（別冊）について ・ 計画案（中間答申案）について ・ 計画策定スケジュールの変更について
第5回	令和3年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間答申について ・ 人権テキストについて
第6回	令和3年 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画（素案）に対するパブリックコメント募集結果及び答申案について ・ 計画の進捗確認方法について（スケジュール案）